

審 査 基 準

審査項目	審査基準
地域一体的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の合意形成の下、鳥獣被害対策活動が行われている。 ・ 鳥獣被害対策実施隊の設置が行われ、活動の強化に対して貢献している。 <p style="text-align: right;">15点</p>
技術上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実態に応じた鳥獣被害対策活動の技術の創意工夫（技術開発を含む。）が行われている。 ・ ICT等の活用等、捕獲技術等の高度化に取り組んでいる。 <p style="text-align: right;">5点</p>
人材育成活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策活動の担い手（地域のリーダー、捕獲従事者や捕獲活動の協力者、追い払い隊員等被害対策の協力者など）の育成活動が行われている。 <p style="text-align: right;">15点</p>
広域的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の市町または近隣集落等との連携により、広域的・効果的な活動が行われている。 ・ 他地域の人材を活用した取組を実施している等。 <p style="text-align: right;">5点</p>
普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害防止等の技術の普及のため、講習会や研修会等を通じた普及啓発を積極的に実施している（例：研修等を自ら行う、研修等の受け入れを行う等）等。 <p style="text-align: right;">10点</p>
継続的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策活動が継続的に行われている。 ・ 活動を継続的に実施するための工夫がなされている。（例：PDCAサイクルにより活動内容の見直しを行いながら活動が継続的に展開している）等。 ・ 他の集落や市町と連携するなどの取組を実施している、または、他の担い手や市町と連携するなどの取組を実施している。 <p style="text-align: right;">10点</p>
被害の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策活動が被害軽減につながり、金額やアンケート結果で把握できている。 ・ 被害軽減の結果、耕作放棄地の解消等の波及効果が生じている。 <p style="text-align: right;">15点</p>
地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策活動が地域の元気や地域の農林水産業の活性化につながっている。 <p style="text-align: right;">15点</p>

